

インターネットのトラブル

パソコン・携帯電話などの普及に伴い、今や毎日の生活に欠かせないインターネットですが、注意して使用しないと知らぬ間にトラブルに巻き込まれることがあります。

インターネットでのオークションやショッピングのトラブル

「代金を支払ったのに商品が届かない」「返品を受け付けてくれない」「注文品と違う商品が届いた」「店と連絡が取れない」といったトラブルが起きています。

対処法

- ① 利用する店の住所、電話番号、担当者名は必ずチェックし、不備があれば取引しない。
 - ② 返品に関する条件を確認する。
 - ③ 支払い方法は前払いだけでなく、代金引換、後払いなども選べる店を選ぶ。
- ※ 1 正規販売に比べ安価過ぎる場合、真正品であるか慎重に判断する必要があります。
- ※ 2 不自然な日本語標記がある場合、トラブルの問い合わせに対して日本語が通じないこともあります。

個人情報の悪用

インターネット上で個人情報を投稿するのは、悪用されるおそれがあり大変危険です。

対処法

- ① 必要以上に個人情報を求めるサイトは、情報を他の目的に利用されるおそれがあるため、登録を控える。
- ② インターネット上で知り合った面識がない人には、写真や住所などの個人情報を教えない。

音楽や動画の違法な投稿やダウンロード

他人が作った文章や音楽などの著作物をインターネット上に許可なく投稿することは著作権の侵害に当たります。また、違法に投稿されたものと知りながらダウンロードした場合、ダウンロードをした側にも法的な責任が生じます。

対処法

- ① 他人の著作物をインターネット上に投稿・掲載する場合は、必ず権利者の承諾を得る。
- ② 音楽や動画、写真などのデータはむやみにダウンロードしない。

～困った時は消費生活センターに相談しましょう～

- 茨城県消費生活センター ☎029-225-6445
 - 常陸大宮市消費生活センター ☎52-2185 (直通) (本庁商工観光課内)
- ※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。

健康通信

常陸大宮済生会病院
医療ソーシャルワーカー
小野瀬 満子先生

「介護保険の利用について」

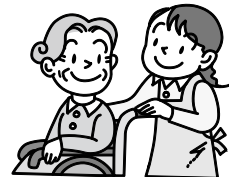
「そろそろ介護保険の利用を考えていた矢先に入院してしまって・・・」「退院と言われても、一人暮らしなので・・・」「退院した後にもリハビリしたいのですが・・・」と患者さんやご家族から相談を受けることがあります。

誰でも自分のことは自分でできて、住み慣れた地域で元気に過ごしたいと思われているのではないのでしょうか。しかし、その思いとは裏腹に体調等の変化に伴い介護が必要になる可能性(リスク)があります。介護が必要になった時にサービスを受けられるようにする制度が介護保険です。

介護保険被保険者証を持っているだけでは介護保険のサービスを利用することはできません。介護保険を利用するための手順は以下のようになります。

- ① 申請手続きをする：窓口は市役所の介護高齢課及び各総合支所の市民福祉課
- ② 要介護(要支援)認定を受ける：(軽い) 要支援1・2、要介護1～5 (重い)
※非該当と認定された方は、介護サービスを受けることができません。
- ③ 担当ケアマネージャーを決める
- ④ ケアプラン(介護サービス計画)の作成
- ⑤ サービス利用開始

(相談窓口として、市役所介護高齢課または各総合支所の市民福祉課、お住まいの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等がありますので相談してみてもいいかもしれません。)



病院に入院中の場合は、医療保険が適応されていますので介護保険のサービスを利用することはできません。ただ退院が近づいてきて退院後に介護保険の利用を希望する場合は、入院中に介護保険の申請を行うことができます。

病院には、そのような申請等に係る不安や困りごとを相談できる部門が設置されている場合があります。そこには医療ソーシャルワーカーが配置されています。担当ケアマネージャーと連携を取りながら、在宅等のサービス調整のお手伝いをしてくれると思います。ぜひ相談されることをお勧めします。